

復興大臣 根本 匠 様

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に係る緊急要望

平成25年2月26日

松戸市長 本郷谷 健次



野田市長 根本 崇



佐倉市長 蕨 和雄



柏市長 秋山 浩保



流山市長 井崎 義治



我孫子市長 星野 順一郎



鎌ヶ谷市長 清水 聖士



印西市市長 板倉 正直



白井市長 伊澤 史夫



東京電力福島第一原子力発電所事故による大量の放射性物質が環境中に放出されたことで、千葉県内汚染状況重点調査地域に指定された住民等の放射能による健康や生活上の不安は、現在も続いています。

そのような中、平成24年6月21日に超党派による議員立法として成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、子どもに特に配慮した被災者生活支援等に関する施策を推進し、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした画期的な法律であると認識しています。

については、本法律に基づく施策の着実な遂行により、千葉県内汚染状況重点調査地域の住民等が、放射能による健康や生活上の不安を持つことなく、安心して暮らしていけるよう、下記事項について緊急要望します。

記

- 1 本法律における支援対象地域に、放射性物質対処特別措置法による千葉県内汚染状況重点調査地域を指定すること
- 2 被災者生活支援等施策は、本法律における支援対象地域の住民等に対し、現在から将来に亘って、具体的な放射能に関する健康管理対策と安心して暮らしていける生活等について支援をするよう、実効性のある施策とすること
- 3 被災者生活支援等施策に係る費用は、全額国が負担すること